

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第2回への追加意見

2025年2月28日

三井住友トラストグループ 豊福嘉弘

0 目次

- 1 総論（全体に係る事項）
- 2 「公益事務割合」について【第2回資料1・p8,11】
 - （1）80%という数値は妥当ではない
 - （2）対案（公益事務割合の引下げ）
- 3 特定資産公益信託の死蔵を防ぐ仕組みについて【第2回資料1・p10】
- 4 公益信託報酬について【第2回資料1・p11】
 - （1）人件費の外出し計算について
 - （2）共同受託者間の報酬について
- 5 「定期提出書類一覧イメージ」について【第2回資料1・p20】
 - （1）総論
 - （2）各論
- 6 公益信託事務の委託について【第2回資料1・p23】
- 7 公益信託における計算規則について【第2回資料1・p26】

1 総論（全体に係る事項）

全体的に、自然人や信託業に従事しない者を念頭に置いた規律となっている。個人と大企業に同じ書類、規制を求めるという発想自体に無理があると思われるため、受託者の性質・規模ごとに区分された規律を用意すべきではないか。

2 「公益事務割合」について【第2回資料1・p8,11】

（1）80%という数値は妥当ではない

既存の公益信託（奨学金などの助成を行い、その返済を求めないもの）について公益事務割合を「（総支出－信託報酬）÷総支出」で算定した結果、344件中65件（18.9%）が80%を達成できないものとなっている（第2回研究会参考資料4）。既存の公益信託はそのほとんどが特定資産公益信託となると想定されるが、一つの実績として参考に値するものとする。

更に、①第2回研究会参考資料4の算定式は簡易なものであり、より正確には更に

公益事務割合は下がること¹、②既存の公益信託においては信託管理人は無報酬であるところ今後は公益信託の健全な発展のため報酬を支払うこととなる見込みであること並びに③信託報酬及び信託管理人報酬につき「不当に高額なものとならない」水準での収受が可能となること（新公益信託法（以下「新法」）8条11号）から、既存の公益信託と同様の公益信託を今後実施する場合に80%基準を満たせない場合があることは容易に想定される。

加えて、④信託銀行が受託者である場合、信託財産の運用を自ら行うことも想定される。その場合、運用を行うことに伴う信託報酬の増加は当然見込まれる。また、⑤今後の公益信託においてはいわゆる「事業型」が可能となり、受託者自身による役務の提供を行うことが公益事務の内容となる場合も想定される。その場合、助成型の公益信託のように信託財産から助成金（＝明らかに事業費に該当する）が支出計上されることはないため、信託財産から収受した信託報酬の大部分を公益事務の実施のために必要な経費（人件費）が占めるケースが想定される。

このように、既存の公益信託でも80%基準を満たすことが困難な場合があることに加えて（①～③）、新たな種類の公益信託を視野に入れると（④・⑤）、公益事務割合を80%以上とすることが妥当であるかは極めて疑問である。

（2）対案（公益事務割合の引下げ）

公益事務割合を、公益法人と同じく50%（以上）とすべきである。

公益法人では事業費に計上可能な「人件費」が、公益信託では原則的には（信託報酬に含まれる形で）管理費に分類され、かつ管理費から切り出して事業費に計上することが困難である以上、公益信託における公益事務割合はむしろ50%より低く設定されるべきとすらいえる。今後の公益信託においては、収益事業がないとしても、信託財産の運用を行うことも期待されるところ、受託者の裁量で運用する場合の運用部分に係る報酬や運用会社に対する手数料は管理費に分類されることも勘案すれば、少なくとも公益法人と同じ50%とすることが妥当である。

3 特定資産公益信託の死蔵を防ぐ仕組みについて【第2回資料1・p10】

案1については将来の寄付額等を想定することが困難なため対応は困難である。

案2については契約の記載ぶりについて今後議論させていただき、Consに記載の「監督上の措置」に対しては「合理的な理由の説明にて容認いただく」「具体的対応をガイドライン等で明記いただける」ようであれば、対応可能。

¹ 本来は『（総支出－（信託報酬＋その他の管理費））÷総支出』で算出すべきところ、簡易的に『総支出－信託報酬』÷総支出の計算式を採用したため、「その他管理費」（通信印刷費・官報公告費等）の分だけ分子が小さくなり、その結果算出される公益事務割合も低下する。

4 公益信託報酬について【第2回資料1・p11】

公益信託事務の遂行のために要する人件費、消耗品費、その他の受託者が通常負担する費用については、公益信託報酬により賄われるべきである。報酬を大きく見せるというインセンティブは受託者ではなく、費用として計上可能なものが信託財産より費用として収受されないことを前提とする議論には疑問がある。

(1) 人件費の外出し計算について

ア 事務局提案にかかる対処策について

事務局提案は、未確定部分（【P】）があるものの、以下のとおりと理解している。

- ・ 「公益信託報酬」として信託財産から収受するものは、管理費として計上する。
- ・ 事業費に相当する費用は内容を明らかにしたうえで事業費に計上する。
- ・ 事業費に相当する費用として「人件費相当額」を事業費に計上することができる。その場合、「公益信託報酬」とは別の費用項目として、信託財産から収受する。

（eg.受託者が法人で、その従業員が、勤務時間の半分を当該公益信託の公益事務の処理に従事するようなケースは、その従業員の人件費の半額を事業費に相当する費用として評価し、公益信託報酬とは別の項目である人件費として信託財産から支出し、事業費として計上²する）

- ・ つまり、法人の受託者においては、信託報酬から従業員の人件費を支払うのではなく、別途の費用として人件費を信託財産から収受した場合のみ、人件費を事業費に計上することができる。

しかし、信託銀行は多岐にわたる業務に取り組んでおり、また、複数の組織が関与して業務を遂行する態勢となっているため、積算的な方法で各公益信託の計算期間毎に、正確な人件費を算出することは不可能である。このように正確な算出が不可能な「人件費」を、信託財産に対して費用として請求し、かつこれを損益計算書に表示することは許されないはずである。

また、事業会社では、個別部署や従業員毎の人件費は非開示の扱いとするのが一般的である。

これらのことからすると、事務局提案にかかる対処策は取りえない。

ウ 対案（管理費から事業費に一定割合を振り替える措置）

（下記A案及びB案は、前者を主位とする予備的な関係である。また、下記対案と上記2（2）の対案は、いずれも措置を求めるものである。）

² 【第2回資料2-2・p67】では、「信託財産から償還できる」、【同p68】では、「信託財産から支出することができる」と表現されている。

< A 案 >

認可申請時において、「みなし人件費相当額」といった名目で、信託報酬から、公益信託の類型に応じた割合（例えば助成を行う公益信託であれば●%とするなど）で事業費に振り替えることを（ガイドライン等において）認めていただきたい。

< B 案 >

個々の公益信託の認可申請時において、申請者が当該公益信託の事情に応じて合理的に算出した一定割合を事業費に振り替える余地があることを（ガイドライン等で）明記いただきたい。

なおここにいう「合理的に算出した一定割合」とは、上記 4（1）ア記載のような正確な人件費等に基づくものではないものの、（管理費＋事業費）に占める事業費の割合が理論上概ねこの程度見込まれる、といったことを具体的根拠に基づきお示しすることをイメージしている。

（2）共同受託者間の報酬について

共同受託には、複数の信託銀行による共同受託から、自然人の共同受託まで、様々な形態が存在することが想定されるべきである。ここでは、営業として信託の引受を行う受託者を念頭に意見を述べる。

個別の信託行為により、信託報酬の共同受託者間の配分割合や配分方法が定められている場合は、それは当然に開示される。

一方で、複数の信託銀行による共同受託の場合は、信託行為に配分方法を定めず、共同受託者間の別途の合意により配分する場合がある。そのような場合に、配分方法を信託行為で定めたり、公益信託報酬の支払い基準として開示したりすることを求めることは、営業信託の受託者のビジネスの自由な発展を阻害し、ビジネス関係に介入するものであり、容認できない。

典型的なものとして、有価証券等の資産管理業務をグループ会社の専門信託銀行が職務分掌する形態の共同受託が存在する。このような資産管理信託では、資産管理事務は標準化されており、大量の信託契約を共通のプラットフォームで行っていることなどの理由から、個別の信託契約毎に報酬割合を決めることは行っておらず、別途の包括的な合意が存在するのみである。そのため、公益信託報酬の受託者間の配分方法や配分結果について算出することもできない。今後、公益信託でも財産の運用が行われることが想定されるところ、このような開示を求める場合、個別企業のビジネスモデルに影響を与えかねず、公益信託で有価証券等の運用を行う際に参入の障壁となり得る。

以上より、営業受託者の場合に、信託行為に共同受託者間の報酬割合を記載することや報酬の分配額について開示することを必須とすることに強く反対する。

5 「定期提出書類一覧イメージ」について【第 2 回資料 1・p20】

（1）総論

現行の公益信託制度の提出書類は、No1、2、4、8の4種類程度であり、それが事務局案では18種類に増加しており、特定資産公益信託に限っても12種類である。できるだけ書類の増加は少なく、必要な書類に限定していただきたい。また公益法人と同様の提出書類とするのではなく、公益信託の軽装備な実施を可能とするようにしていただきたい。総論的な意見は、以下のとおり。

ア 求められる定期提出書類がどのような書類なのか、認識合わせをさせていただきたい。具体的には、現在の公益信託事務にて主務官庁宛に提出している定期提出物の現物をお示ししながら、既存書類で対応できる書類、新たに準備が必要となる書類（ないし項目）を区分し、不足している部分書類についての具体的な記載内容等について意見交換させていただきたい。

また、現行実務における「帳簿」、「計算書類」、「報告書」等の内容や作成方法等は各社の社内規定等に基づいている。したがって、その内容や作成方法等が各社異なる可能性があるため、必要あれば個社毎での意見交換の機会を設けていただきたい。

イ 信託業法や兼営法に基づく監督を受けている会社や有価証券報告書の提出企業における簡易な対応をご検討いただきたい。

ウ 提出資料に個人情報が含まれる場合、マスキング処理等を行わない形での提出を認めていただきたい。

(2) 各論

ア No.9「受託者の運営組織に関する重要な事項」

信託銀行の場合、1社で100社以上の公益信託を受託することになるため、全件につきこれを定期提出することは実務上の負担がかなり大きい。

例えば信託銀行であれば、「業務方法書」を移行認可時に一度提出し、変更がない限り提出不要とすることを認めていただきたい。

イ No.10「公益信託事務の処理に関する重要な事項」

【第2回資料2-2・p92】の第N+1条二のイ～ハの項目について、貸借対照表と損益計算書における記載項目とも重複している。貸借対照表と損益計算書によってカバーされる情報を、別途の書類によって提出させることは不要と考える。

ウ No.16「受託者固有の計算書類等」

上場会社等であればHP等で有価証券報告書等を閲覧できるので、その旨を記載すれば足りるのではないか。

エ No.18「納税証明書」

有価証券報告書を提出している会社の場合、有価証券報告書を見れば、納税を行っていることは少なくともわかるので、それで代替していただきたい。

6 公益信託事務の委託について【第2回資料1・p23】

信託法上の委託の範囲は非常に広く、建物の修繕を建築会社に委託したり、登記・訴訟

を専門家に委託したり、運送会社に信託財産の運搬を委託したり、証券会社を利用することも委託に含まれる（金融庁「信託会社等に関する総合的な監督指針」3-4-5）。

【第2回資料2-2・p10】では、府令A条9号は信託業法22条の規律を参考にしてしていると記載されている。信託業法22条3項は、信託財産の保存行為に係る業務（1号）、信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務（2号）、受益者の保護に支障を生ずることがないと認められる業務（3号）の場合には同条第1項を適用除外とする旨定めているが、府令A条9号にはこのような適用除外がない。

また、「信託法第28条の規定により、やむを得ないときに委託することが排除されるものではない」と説明されており、同法第28条第2号による委託は排除されているとも読める。そうだとすると、あらゆる公益信託事務の委託（保存行為に止まるものはもちろん、郵便物の発送行為なども）が「相対的記載事項」となると考えられる。その場合、広汎な委託先と委託事務に適用されるような包括的な条項を信託行為に定めることによって対応する必要があるようになることが考えられる。

もっとも、ここで想定すべきは、公益信託事務を行うために比較的重要な事務を委託することであると考えられるので、その趣旨がわかるような条項としていただきたい。また、信託銀行が信託業法の委託に関する規定を遵守するならば、追加的な対応が不要となるようにしていただきたい。

7 公益信託における計算規則について【第2回資料1・p26】

公益信託（特定資産公益信託を除く）の計算について、信託計算規則における限定責任信託の計算と基本的に同様の規定を適用すること（内閣府令・法務省令イメージ18条、19条。【第2回資料3-2・p19】）について、基本的な方向性としては異存ない（詳細な議論は、公益法人の会計に関する研究会において行われるものと理解している）。

以 上